

平成24年 2月15日

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村政策審議会
平成23年度第1回畜産部会議事録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開会 午後1時30分	1
2. 生産局長あいさつ	1
3. 配付資料の確認	2
4. 委員紹介	3
5. 部会長互選	4
6. 部会長あいさつ	4
7. 部会長代理選出	5
8. 資料説明	6
9. 質疑応答・意見交換	21
10. 次回開催日程について	42
11. 閉会 午後4時10分	42

午後 1 時30分開会

○原田畜産企画課長

定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成23年度第1回畜産部会を開催させていただきます。皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

私は当部会の事務局を承っております畜産企画課長の原田と申します。よろしくお願いいたします。昨年は、2回目の畜産部会が震災の関係で持ち回りということで開催させていただきました。その節は御協力ありがとうございました。

生産局長あいさつ

○原田畜産企画課長

それでは、まず初めに、今井生産局長からごあいさつをいただきたいと思います。

○今井生産局長

生産局長の今井でございます。畜産部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃、農林水産行政、とりわけ畜産政策の推進に当たり格別の御協力をいただいております。この場をおかりいたしまして心から感謝を申し上げる次第でございます。また、本日は年が明けまして今年最初の部会ということでございます。この1年間、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、司会からもちょっと触れましたが、昨年の東日本大震災、これは日本にとりましていまだかつて経験をしたことのない、文字どおり未曾有の大災害であったわけですが、畜産業界にとりましても、大きな影響がございました。とりわけ、福島第一原子力発電所の事故に関連いたしましては、汚染された稲わらを給与された牛の肉から基準を超えるセシウムが検出されまして、結果といたしまして4県の牛が出荷制限になるということに立ち至ったわけです。こうした問題に対しまして、政府といたしましては、一つは国民、消費者に対しまして安心していただけるような対策。もう一つは、懸命に努力されている生産農家に対する経営支援、この2つの柱で対策を講じてきたわけですが、中でも消費者に対する安心の問題に関しましては、徹底した飼養管理と、検査体制を抜本的に強化するという、この2面にわたる対策により、安全なものしか流通しないという対策を講じていることを、消費者の皆様方にも広く周知する取り組みを進めてきたところでございます。

ただ、この基準の問題に関しましては、御案内のとおり、ことしの4月からさらに強化されるということも予定されており、政府といたしましては、飼養管理の徹底と検査体制の強化につきましては、一層万全を期していきたいと考えているところでございます。

ただ一方で、生産現場を見ますと、汚染稲わらの処理がなかなか進まない問題や、牛肉の価格がまだまだ回復していない問題など、様々な問題もございます。そういった点も含めまして、政府といたしましては、さらに一層、対策の推進に努めていきたいと思っている次第でございます。

一方、去年は貿易の問題に関連いたしまして、畜産だけではなく、国内の農業生産、農産物についてどういう意義があるんだということが問い直され、また見詰め直すような年でもございました。これに関連いたしまして、特に畜産は日本の農業にとっての基幹であるのはもちろんですが、国民に対して良質なたんぱく質を供給する重要な食料供給産業でもあります。そういった点につきまして、政府からも引き続ききちとした説明をしていくということが、消費者にはもちろんですが、現場で懸命に生産に携わっている生産農家を激励することにもつながるのではないかとということ、年が明けまして、心新たに取り組みを進めているところでございます。

本日は、御案内のように、畜産物価格に向けた議論の手始めでございます。事務方から、いろいろ資料の説明等をさせていただきますけれども、忌憚のない御意見をお寄せいただければと思っております。

本日の会議が有意義な会議になりますよう切にお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○原田畜産企画課長

ありがとうございました。

配付資料の確認

○原田畜産企画課長

本日配付しております資料につきましては、資料一覧が入っているかと思えます。資料1～11まで、また参考資料が1～4までございます。足りないものがございましたら、係のほうに後ほどお伝えください。

それと、参考資料1に、「食料・農業・農村政策審議会の概要」とございまして、審議会の中に9つの部会があることが書かれてございます。畜産部会はその中の1つの部会ということでございまして、ここに畜産物価格等の御議論と書いてございます。括弧の中は、御議論いただく対象の法律の一覧でございます。これはまた後ほど見ていただければと思えます。

参考資料2には根拠法令や規定が書かれてございますので、後ほど御確認をいただければと思えます。

委員紹介

○原田畜産企画課長

それでは、本日御説明等をさせていただきます農林水産省の職員の紹介をさせていただきます。

今井生産局長でございます。

荒川畜産部長でございます。

秋山畜産総合推進室長でございます。

大野畜産振興課長が所用でおくれておりますので、後ほどまた御紹介いたします。

倉重牛乳乳製品課長でございます。

渡邊食肉鶏卵課長でございます。

池田畜水産安全管理課長でございます。

川島動物衛生課長でございます。

それでは、委員の皆様をまた御紹介させていただきます。

初めて当部会に出席される方もいらっしゃいますので、後ほど委員の皆様方から自己紹介を兼ねまして御発言をいただく機会を別途設けたいと思っておりますので、この場では御紹介だけさせていただきます。こちらから時計回りに御紹介させていただきます。

阿南委員でございます。

石澤委員でございます。

小谷委員でございます。

近藤委員でございます。

笹崎委員でございます。

篠崎委員でございます。

武内委員でございます。

那須委員でございます。

野村委員でございます。

花田委員でございます。

晴野委員でございます。

廣野委員でございます。

富士委員でございます。

古川委員でございます。

吉田委員でございます。

なお、飛田委員におかれましては、所用によりまして本日は御欠席とのことでございます。規定によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することはできないとされておりますが、きょうは全体で16名

のうち15名の委員の方々に御出席いただいております。部会としては成立しております。ありがとうございます。

部会長互選

○原田畜産企画課長

次に、昨年7月に委員の皆様の改選を実施したところでございますので、改めまして、当部会の部会長を選出していただく必要がございます。先ほどお示ししました参考資料2の5ページに、食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定により、当部会の部会長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、部会長を務めていただきたい方について、どなたか御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

阿南委員。

○阿南委員

本審議会の委員でもいらっしゃって、昨年度、部会長を務めていただいた武内先生に引き続きお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔拍手承認〕

○原田畜産企画課長

拍手をいただきましたので、皆様の互選により武内委員が部会長に選出されました。それでは、武内委員、部会長席にお移りください。

部会長あいさつ

○原田畜産企画課長

ここで、武内部会長からごあいさつをいただきたいと思います。

ごあいさつをいただいた後の議事進行は武内部会長によろしくお願いいたします。

○武内部会長

ただいま部会長に選出いただきました武内でございます。昨年御一緒させていただいた委員の方も多いかと思いますが、御承知のように、第2回目の大変重要な審議をする機会が、震災の影響でできなくなってしまい、皆さん方にはメール等で御審議いただくという状況になったわけです。

その際には、この震災が今後私どもの部会の活動にいろんな意味で大きな影響を与えるのではないかと感じておりましたが、よもや放射能汚染の問題でこの部会に非常に関係し

た大変大きな問題が発生するとは、その時点では想像だにつきませんでした。その後、農水省の皆さんは、大変な御尽力をされて、この問題に取り組んでおられます。

まだ必ずしも最終的な答えというところまでは至っておりません。特に、汚染された稲わらの最終処分については、非常にデリケートな問題がございまして、そういう点については引き続き様々な面から取り組んでいく必要があります。

他方、震災を機会に、これまでのようなエネルギーの消費の仕方、あるいは資源の消費の仕方、それから海外に多くのものを依存している、こういう社会のあり方を少し見直したほうがいいのではないかという動きが出てきております。このような中で、エネルギーの地産地消の問題や地域における安定した食料供給の問題、あるいは様々な仕組みづくりですね。例えば漁港については、これからどのようにして新しく、しっかりとした仕組みづくりをしていくのかということが大きく問われております。私どもが議論する畜産分野においても、そのような観点からの新たな発想により、これからの社会のあり方について考えていく必要があるのではないかと考えております。

次回は、価格に関する具体的な議論をいただきますけれども、今回は、皆さんから幅広く情勢の変化を踏まえて御意見をいただくいい機会だと承知しておりますので、どうぞ関連な御議論をお願いしたいと思います。これからは座って議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

部会長代理選出

○武内部会長

それでは、議事進行を私のほうで進めさせていただきたいと思っております。まず、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定により、部会長の職務を代理する委員については、部会長があらかじめ指名することとなっております。

そこで、大変僭越ではございますが、私から本審議会の委員であります近藤委員を部会長代理ということでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔拍手承認〕

○武内部会長

それでは、近藤委員におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は古川委員が代表取締役社長をお務めになっておられます森永乳業株式会社の御好意で牛乳を提供していただいておりますので、御紹介させていただきます。どうもありがとうございます。

本日の畜産部会では、今申し上げましたように、平成24年度の畜産物価格等を決定する

ための前段階としまして、まずは畜産・酪農をめぐる情勢等につきまして説明をいただき、委員の皆様から御質問や御意見をいただきたいと思いますと考えております。

平成24年度の畜産物価格等の決定につきましては、次回の畜産部会において、農林水産大臣からの諮問後、当部会から答申をしたいと考えております。

資 料 説 明

○武内部会長

それでは、まず初めに、畜産・酪農をめぐる情勢と家畜衛生をめぐる情勢について、事務局から説明をお願いいたします。

○原田畜産企画課長

それでは、畜産・酪農をめぐる情勢につきまして御説明いたします。資料3をごらんください。表紙をめくっていただきまして、「最近の生乳需給をめぐる状況」でございます。上の四角の欄にありますように、23年度の生乳生産量は、一昨年の猛暑による種つけの遅れの影響や、去年の東日本大震災の影響を受けまして生乳廃棄が発生したということもあり、前年同月比2.7%の減となっております。

下に表がございますが、左側が「生乳の需給状況」。まず、生産量2.7%の減でございますが、特に乳製品向け処理量というのが表の半ばからございます。加工原料乳向け。これはバター、脱脂粉乳に向けるものでございますが、これが11.5%の減でございます。一方、チーズ・生クリーム等向けにつきましては、逆に3.9%の増ということで、量から言いましたも加工原料乳向けが115万トン、チーズ・生クリーム等向けは131万トンということで、現時点ではチーズ・生クリーム等向けのほうがやや多いという状況になってございます。

また、右の「牛乳の生産量の推移」でございますが、飲用牛乳の生産量につきましても、2.3%のやや減ということですが、牛乳につきましてはプラス0.6%ということで、やや増加している状況でございます。

そのような生乳の需給を時系列的に長期のスパンで見たものが次の2ページでございますが、最近の我が国の生乳需給の要因として冷夏、猛暑という天候の変動や国際乳製品市場の乱高下等がございます。以前に比べると変動サイクルがやや短くなり、かつ、変動幅も大きいのかなということで、コントロールが難しくなっている状況でございます。

下のグラフを見ていただき、直近22年度で言いますと、緑の線の需要が、赤い線の供給をやや上回っています。下の棒グラフは、在庫状況でございます。オレンジがバター、青が脱脂粉乳になりますけれども、特にバターは在庫が減り、脱脂粉乳も減っているという状況になってございます。

次の3ページでございます。我が国の特徴的な生乳需給の構造に対しまして、下に大きな四角が幾つか並んでおります。生乳は生産者団体とメーカーの間で用途別に取引をする

という特徴がございます。用途別に飲用向け、生クリーム等向け、チーズ、加工原料乳向けとブロックに分けておりますが、ピンクの部分が都府県でございまして、都府県は飲用向けを主体に生産しています。青い部分が北海道でございまして、加工向け、生クリーム等、チーズは北海道が主体でございまして、この加工原料乳向けにつきましては、内外価格差があるので、生産コストの差を補給金という形で補填しているということでございます。

そのような酪農関係の対策を、次の4ページに経営安定対策としてまとめてございます。現在、この4本の柱で酪農経営対策をやっておりまして、左上にありますのが、御審議いただきます「加工原料乳生産者補給金制度」でございまして、数字が書いてございますが、「政府からの交付分＝11.95円」とございまして、この23年度単価を24年度はどうするかということで、生産費等を考慮して決めていただくということでございまして、その下に、この補給金の対象数量がございまして、「限度数量」と申しておりますが、これも毎年度決定いたします。23年度が185万トンでございました。これを今回御審議いただくということでございまして、その右にありますのは、加工原料乳向けの乳価が変動しますが、変動したときの下落を補填するという制度でございまして、また、左下にございまして、23年度からチーズ向け生乳対策を強化いたしまして、88億円の予算でチーズ向けに奨励金を交付してございまして、24年度は、これの中身を少し拡充しまして、不需要期の乳製品需要を創出する取り組みを支援するというので、製造費の半分を補填するメニューを1つ追加してございまして、これはまた御審議の中で詳しく御説明したいと思います。

また、右下ですが、「酪農環境負荷軽減支援」。先ほどご紹介した3つの事業が、生乳あるいは加工原料乳、チーズ向け生乳の量に応じて補給金、奨励金を交付するというのでございまして、この酪農環境負荷軽減支援は、一番下にありますように、飼料作物作付面積1ha当たり1万5,000円という固定支払いをするもので、これにより土地利用型の酪農を支援するものでございまして、特に家畜排せつ物を適正還元するというので、環境負荷軽減効果の高い取り組みをポイントづけしまして、23年度からこのポイントで15ポイントを超えた場合に1万5,000円をお支払いするという仕組みにいたしております。これは、実は去年の提案型事業仕分けでいろいろな御指摘があったものですから、この審議会でもいろいろ御議論いただければありがたいと思っております。

5ページが「牛肉の需給動向」でございまして、牛肉の需給は、左側のグラフを見ると一目瞭然でございまして、12年度部分肉ベースで108万8,000トンの需要があります。これは、推定出回り量ですからほぼ消費と考えてください。13年のBSE発生で消費ががたんとな落ちて、その後ちょっと低迷が続き、最近85万トンを超える水準までようやく回復したということでございまして。

下の棒グラフは、青いところが国産、薄いところが輸入でございまして、国産の量は大体35、36万トンで推移してございまして、足りないところを輸入が補っているような形で推移してございまして、大きな変化はございませんけれども、22年度はやや輸入がふえている

ということでございます。

また、右側でございますが、国産牛と一口で申しましても、品種が分かれてございまして、一番右の22年度を見ていただきまして、一番下のピンクが和牛、その上が乳用種で乳牛の雄を主体に肉にしたもの、その上が交雑種ということで、お父さんが和牛、お母さんが乳用種というハーフの牛でございます。和牛につきましては、16年度ぐらいが底でございまして、徐々に増えてまいりました。乳用種と交雑種は、もともとお母さんが酪農の雌でございまして、量がふえているということはございません。大体安定的あるいは足してもちょっと減っているような状況でございまして、和牛は4割ぐらい、乳用種と交雑種を足しまして約6割ぐらいのウエートで推移しているということでございます。

6ページが、そうした品種ごとの価格を示してございます。これは牛枝肉卸売価格ということで市場の価格でございますから小売価格ではございませんが、通常の生産者が手取りになる価格とさせていただければと結構です。

代表的な規格を3つ示してございます。和牛去勢「A4」、交雑種去勢「B3」、乳用種去勢「B2」となっておりますが、和牛の場合は13年度のBSEから17、18年ぐらいは大分回復したんですが、20年度以降、リーマン・ショックによります景気後退等の影響もございまして、だんだん価格が下がり、23年度半ばは大震災の原発事故、その後7月に汚染稲わらを食べた牛の牛肉が出まして、がくんと価格が落ちてございます。同じように、交雑種も乳用種も、最近の景気低迷の価格低下に加え、23年度の原発事故の影響での価格低下が激しいということがございます。和牛去勢と交雑種は年末に少し持ち直しておりますが、乳用種は大きな変化がないということでございます。

7ページでございます。これは、牛枝肉卸売価格いわゆる省令価格でございます。グラフの中ほどに、点線で見にくいんですが、23年度安定上位価格1,060円。その下に安定基準価格815円とございます。「B2」、「B3」という規格の枝肉をこの安定価格帯の幅におさめることが消費者にとっても生産者にとっても同意する水準ではないかということで示してございまして、この上位価格と基準価格は今回御審議いただきます事項になりますので、こういった価格があるんだということでお覚えください。赤いラインの23年度は、先ほどお話したような状況で夏以降かなり落ち込みまして、ようやく年末から回復したという状況でございます。

8ページは、特に東日本大震災、原発事故の影響を受けた出荷制限にかかった4県の枝肉価格の状況を示してございます。大体東京市場に出ているものですから、そこでの規格でございますが、赤いラインが4県を除く平均です。宮城、岩手、栃木、福島の価格は一時期下がっておりますが、この4県を除きますと、赤いラインで見えてわかりますように、震災前に戻りつつあるような水準になってございます。

黄色が福島でございまして、福島はがくんと下がったまま、やや持ち直しましたが、かなり低い水準にあります。そのほかの宮城、岩手、栃木は、ほぼ他の県と同様の水準まで

やっと持ち直しているという水準でございまして、震災前の水準まではまだ戻っていませんが、放射能の汚染牛肉が確認された以前ぐらいまでにはようやく回復しているという状態でございます。

そうした中で、9ページが肥育経営。肉用牛を肥育して出荷する農業者を肥育経営と申しますが、ここの経営安定対策として、新マルキンと称してあります事業がございまして。これは、上の2行目に書いてございまして、粗収益と生産費との差額の8割を補填するという、一種の所得補償的な制度でございまして。左側に四角がございまして、拠出割合は、生産者1に対して国が3で、このお金をプールして所得が下がったときに補填するということで、23年度は773億円を用意してございまして。

一番下に補填金の交付状況でございまして、本来、この事業は、四半期ごとに交付してございまして、22年度はそういう形で交付の単価を書いてございまして。23年度の第1四半期7月以降は、先ほどお話ししたような牛肉の価格低迷という異常事態がございましたので、毎月支払いに急遽転換してございまして、毎月こういった1頭当たりの金額が出ています。直近の12月で言うと和牛が5万1,300円、交雑種が15万3,700円、乳用種が10万6,800円、1頭当たりの交付金が出てございまして。

次のページが、そうした肥育に向かう前の子牛の段階の状況でございまして。子牛も家畜市場がございまして、家畜市場等で価格が形成されております。これもグラフを見ていただくと早いんですが、黒毛和種は20年～21年、景気低迷とともに大分落ちたんですけども、22年度後半から回復してございまして。23年度、震災の影響でちょっと下がりましたが、また年末は回復してございまして。交雑種も同じような動きをしてございまして。右上の乳用種は、今の両品種に比べますと、長期低迷的な形で推移してございまして。

ここで、乳用種を見ていただきたいんですが、これも2つのラインがあります。上のラインが保証基準価格と言ってございまして。直近11万6,000円ですね。その下が合理化目標価格、8万3,000円ですけども、本審議会ではこの2つの保証価格と合理化目標価格を御審議いただくということになりまして、この2つのラインの間は全額国費で補填をしております。

合理化目標価格を下回った場合には、下がった分の10分の9について、国が1/2、県が1/4、生産者が1/4を、あらかじめ積んでおいた基金から補填をするというすみ分けになってございまして。

11ページがその制度を説明したものでございましてけれども、特徴的なのは、左側に2つの対策をお示ししてございまして。下の「肉用子牛生産者補給金制度」について、黒毛和種の場合は31万円という形でラインを引いてございまして、ここまで先ほどお話ししたような補給金制度で支えています。

この上につきましては、別途予算措置をとりまして、「肉用牛繁殖経営支援事業」ということで、黒毛和種ですと38万円まで価格差補填をしまして、価格が下がった場合の4分の3を補填するという仕組みにしてございまして。12ページは、今の子牛の対策と肥育

の対策を簡単にまとめた絵でございます。

13ページをご覧ください。豚肉の需給動向でございます、ここから養豚関連に入ります。豚肉のほうは左側の需給のグラフを見ていただくとわかるんですが、13年度以降、かなり需要が増えました。これは、BSEの代替需要ということもございまして、その後は大体横ばいの状況で推移しています。国産は、左の下のグラフの青い棒グラフでございます。これも大体安定的に推移をしております、足りない部分は上の輸入豚肉で補っているということでございまして、右側に丸いグラフで輸入豚肉の量を書いてございます。22年度は76万8,000トンですが、アメリカ、カナダ、デンマークの3つが3大供給国ということになってございます。

14ページが、豚枝肉卸売価格でございます。これも市場の価格の推移でございますが、3年分です。緑が21年度、青が22年度、赤が23年度となっております。見ていただければわかりますように、豚枝肉卸売価格は季節変動をしております、6月、7月ぐらゐは価格が高くなって、秋口10月～11月は価格が下がるという季節変動をしているのが特徴でございます。21年度の緑のラインは、見てわかりますように、夏～秋までずっと下がっていたんですが、最近はまだもとに戻りつつあります。ここでも、グラフを横断しまして545円のところに、安定上位価格というのがございます。その下の400円のところに「安定基準価格」というのがございます。これも、この安定価格の幅の中でこの枝肉価格が上下すればいいかなと期待している価格帯でございまして、この上位価格と基準価格を御審議いただくということになります。

15ページが養豚経営の安定対策で、これも23年度から拡充して実施しているものでございます。一番上の四角の中にございますように、これも価格が下がったときに差額の8割を補填するというところでございます。左側に四角で囲っている事業内容がございまして、牛と違ひまして、豚の場合は生産者と国が1対1で拠出をして、この拠出した基金の中から補填をするということです。

右側にグラフがございまして、赤いラインの枝肉価格が緑のラインの保証基準価格460円を下回ったときに、この差の8割を補填するという仕組みになってございまして、これも一種のセーフティネットという位置づけをしてございます。予算は100億円でやってございます。一番下に第1～第3四半期の補填金単価がありますが、1頭当たり610円の補填金が出ております。

続きまして、鶏肉の需給動向が16ページでございます。鶏肉につきましては、国産鶏肉の需要が年々高まっております、左の下にグラフがございまして、赤い折れ線ですけども、最近では200万トンぐらゐになりまして、かなり増えています。国産がピンクですけども、これも増えています。今まで御説明した畜産物の中で国産が一番増えている品目です。この右に鶏肉輸入量の推移のグラフがございまして。最近、水色のブラジルがほとんどということで、それまでタイとか中国から入っていたんですが、鳥インフルエンザの

関係で輸出がとまっております、今はブラジルが太宗を占めているということでございます。

17ページが「鶏肉卸売価格の推移」でございますが、鶏の場合はもも肉とむね肉で価格差がございまして、もも肉がグラフの上の部分、むね肉は下の部分でございます。合わせて大体800円～900円ぐらいの水準になるのが通常でございまして、数年、大きな変化はなく、大体安定的に推移していますが、最近は価格がやや低下気味ではあります。

次が卵でございます。卵もグラフを見てわかりますように、消費量、生産量等はほぼ横ばいで推移しております。鶏卵自体は大体国内生産で間に合わせておりまして、輸入は需要量の5%程度でございまして。

19ページが鶏卵の卸売価格でございます。卵の場合も、豚と同じように季節変化がございまして、基本的には年末に高くなって年明けに下がる。年末はケーキなど様々な需要がございまして高くなり、年明け下がるということでございます。また春先に上がって、夏場は下がるということですが、23年度の赤いライン、4月にいきなり260円ぐらいになっていますが、これは震災の影響で供給が随分不足しまして、その分で鶏卵価格がかなり高騰したということがございました。しかし、それも2カ月ほどでおさまっております。

20ページが鶏卵の生産者経営安定対策ということで、右側の絵を見ていただきますと、補填基準価格という価格がございまして、この価格を水色の線の標準取引価格を下回ったときに、その差額の9割を補填するというのが中心でございまして、23年度からは、極端に価格が下がったときに、卵の生産を抑制するために、下に奨励金の対象となる成鶏の出荷とありますけれども、鶏を飼っている畜舎、鶏舎と言いますが、そこを60日以上あけて生産を抑制したときに、その奨励金を交付するという事業を組み合わせ、需給緩和時の対策としてやってございます。発動状況は、一番下のグラフに書いてあるとおりでございまして、直近で言いますと1月に24.3円の補填がございました。

21ページでございます。畜産にとって大変大きな影響を与えています配合飼料の価格の動向でございます。配合飼料の価格は、大きく分けるとトウモロコシの現物価格と、それを日本に持ってきます海上運賃と為替相場と3つの要素で大きく変わります。大豆油かすも影響しますけれども。見てわかりますように、トウモロコシのシカゴ相場は、3年前に1ブッシェル7ドル50セントのような水準で、大変な高騰時期がありました。昨年も6月に787セントと、前回の飼料高騰と同じような水準になりまして、その後6ドル40～50セントで落ちついているところでございます。

トウモロコシのシカゴ相場は上がったんですが、海上運賃は、逆に最近では低位安定でございまして、3年前の2008年の海上運賃に比べますと、3分の1程度の水準で推移しています。為替も70円後半～80円ぐらいで推移しているということで、トウモロコシの高騰の影響が直に反映されていないといえますか、以前よりは少し緩和されている状況で来て

おります。

22ページは、そうした配合飼料の高騰時の対策でございまして、我が国では2つの基金を積んでおりまして、左側の絵にかいてございます通常補填基金というのを畜産農家と配合飼料メーカーに積んでいただきまして、通常の変動はこれで補填をします。原料価格が上がるような異常な価格の高騰の場合には、上にあります異常補填から補填します。この異常補填は国とメーカーで半分ずつ基金を積んでいるという状況でございます。

最近の発動の状況が23ページでございますが、平成18年の秋から、見てわかりますように、一番外側のラインは建て値価格でございますけれども、これがどんどん上がっていく中で、緑の通常補填と青の異常補填をすることで、農家の実質負担額は白い部分に抑えてきていました。21年の1月以降は、原料価格も下がって、配合飼料価格自体は下がっております。従いまして、農家の負担は5万5,700円とか5万2,000円の水準になっているんですが、ずっと同じような価格でございまして、生産者の方に言わせると、高位安定的な水準で推移しているということでございました。昨年1月からは、また配合飼料価格が上がりましたので、通常補填あるいは異常補填で賄ってきているということでございます。なお、今年の1月～3月期は、久しぶりに建て値が大幅に下がりましたので、通常補填もしないで済むという状況になってございまして、5万6,000円程度の農家負担になっているということでございます。

24ページが、そうは言っても国産飼料に立脚した畜産をつくるということで、国産飼料基盤に対する様々な対策についてまとめてございます。一番左側に飼料増産の推進ということで、①水田の有効活用、稲のホールクロップサイレージとか、飼料用米です。それと、主体であります青刈りとうもろこしや草地の活用。3番目が放牧の推進。それと、真ん中にありますエコフィードの利用拡大など、自給飼料の増産に向けて様々な対策を打っているところでございます。

めぐる情勢については以上でございます。資料4は、先ほど説明の中で今回御審議いただく項目について折に触れてお話ししましたが、それをまとめたものです。1が「加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量」。2が「指定食肉の安定価格」。これは牛肉と豚肉、両方ございます。あと、「指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格」ということで、直近の23年度と22年度の決定された価格や限度数量が書いてございますので、これも後ほど御参考にしていただければと思います。

続きまして、原発事故の影響につきまして、今年は特に御説明する項目として用意しましたので、資料5をご覧ください。1枚めくっていただきますと、1ページに「畜産物の安全管理体制について」とございます。一番上に、放射性物質の食品における暫定規制値がございまして、直近の話題になっていますセシウムで言いますと牛乳・乳製品が200Bq/kg。肉・卵は500Bq/kgでございまして、これをクリアするように、モニタリング検査を各県で実施していただきましたが、原発事故直後に原乳から暫定規制値を超える放射性ヨウ素

が福島、茨城で出ました。なお、7月に牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが
出まして、一部の県で出荷が制限されました。一部の県と申しますのは、牛肉で言いますと、
一番下に書いてございますが、出荷制限4県（福島・岩手・宮城・栃木）でございます。

真ん中に、適切な飼養管理の徹底ということで、各自治体に飼料、牧草とかいろんな粗
飼料のモニタリング調査をやっていただいて、暫定許容値を超えた飼料は家畜に給与しな
いということを徹底してまいりました。特に牛肉は最初、汚染された稲わらの給与が原因
でございましたので、この給与禁止も徹底いたしまして、最近では牛肉について暫定規制
値を超える水準はほとんどないということでございます。

それが2ページでございますが、各畜産物の放射性物質調査の結果でございます。原乳
は、3月までで200Bq/kgを超えるものは1点ございまして、50~100Bq/kg程度も8点ござ
いましたけれども、4月以降はすべてが50Bq/kg以下ということで、50Bq/kgと言ってもも
っと低いレベルで、推移してございました。

肉のほうは、牛肉は突出して検体数が多いんですけども、これも100Bq/kg以下が6万6,
000検体でございまして、90数%以上が100Bq/kg以下でございまして、一番右にあります500B
q/kg以上が156件でございましたが、これはほとんどが汚染稲わらを食べたものでございま
して、直近では普通の肥育牛では500Bq/kgを超えるような水準は出てございませぬ。豚肉、
鶏肉、鶏卵は500Bq/kgを超える水準は一切出ていないということでございます。

それをグラフにしましたのが3ページ以下でございまして、牛肉につきましては、ここ
にありますように98%以下が100Bq/kg以下ということで、4月から新しい基準値が100Bq/k
gになろうかと思っておりますけれども、それもほぼクリアできると考えてございます。

4ページが、今お話ししました食品の新たな基準値の設定をまとめたものでございまし
て、下にありますけれども、現在の食品群。飲料水、牛乳・乳製品、野菜、穀類、肉・卵
・魚・その他と分けているものを、4月以降設定されると見込まれます新しい基準値では、
飲料水を10Bq/kg、牛乳を50Bq/kg、一般食品を100 Bq/kg、乳児用食品を50 Bq/kgと、4つ
の食品群に分けて実施するというにされてございます。

5ページですが、その中で一部の食品につきましては、厚労省としても準備期間が必要
だということで、米・牛肉、大豆について適用の日を4月から半年程度延ばしているよう
な状況でございます。

6ページは、飼料の暫定許容値でございます。現在、飼料につきましては、乳牛が生乳
で、あるいは肉牛が牛肉で暫定規制値を超えるような放射性物質が残らないように、飼料
のほうでかなり安全率を見込んだ暫定許容値を設定してございます。牛では300Bq/kg、馬、
豚、家禽でも300Bq/kgで、養殖魚は100Bq/kgでございまして、これにつきまして、新基準
値が100Bq/kgになるのを前提にしまして、それを超えないような基準ということで、牛に
つきましては100Bq/kgという新しい許容値を設定して、既に各都道府県等に公表している
ところでございます。

次の7ページが、稲わらの取り扱いでございます。お話ししました汚染稲わらの関係で、いまだに、先ほど座長からも御紹介ございましたけれども、東北各地で汚染された稲わらがございます。ただ、下にありますように8,000Bq/kgを超える稲わらは簡単に燃やすということもできませんので、最終処分の施設が用意できるまでは、隔離一時保管ということで、農家あるいは違う施設で一時保管をしていただいているというのが現状でございます。

8ページの牛ふん堆肥も同様でございます。牛ふん堆肥は、上の四角の8月1日に暫定許容値とございます。肥料につきまして暫定許容値400 Bq/kgが設定されました。これを超えるものについては流通できないということで、それぞれの農家で整理をさせていただいています。牛ふん堆肥の場合は、一番下に書いてあるような、8,000 Bq/kgを超えるものはごくわずかでございますが、最近400 Bq/kg以下であっても、風評と申しますか、なかなか使っていただけないという実態もございまして、これも各地域で一時保管なり集約的な場所を探して保管するなりをしてございまして、これもまだ問題として残っていると認識してございます。

一番最後になりました、9ページでございます。そうした原発事故の影響で、牛肉、原乳といったものの営業損害が出ていますし、堆肥、稲わらの処理の掛かり増し経費とかいったものがございまして、これは東京電力に対して賠償請求ができるということで、畜産物だけではございませんが、今、農水省全体で整理してございまして、一番上にありますように、これまで1,285億円を請求して、993億円を支払っていただいています。これは12月2日現在の段階でございます。毎月毎月損害が生じるもの、あるいは費用が生じるものについては、損害請求をしていただいて、これも早い賠償をお願いするということで、私どもからも東京電力に対しては要請をしているところでございます。

ちょっと時間をオーバーしました。私からは以上でございます。

○川島動物衛生課長

それでは、引き続きまして、家畜衛生をめぐる情勢について御説明を申し上げたいと思います。動物衛生課長でございます。

資料6をご覧くださいと思います。手短かにポイントを絞って御説明を申し上げたいと思います。まず1ページでございます。家畜伝染病の発生状況でございまして、上の四角に書いてございますように、全国的にこれまで発生が認められておりました炭疽とか結核といったものについては、だんだん清浄化が進んでおりますけれども、ヨ一ネ病という牛の慢性的な疾病がございますが、全国的に発生が確認されているという状況でございます。また、BSEにつきましては、平成13年に確認されまして以降、36例が発生確認されているという状況でございます。また、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、平成16年に79年ぶりとなる発生がございまして、その後も発生しております。また後ほど御説明申し上げたいと思います。豚コレラにつきましては、平成19年の4月に清浄国となつてご

ざいます。また、口蹄疫につきましては、22年4月に宮崎県で10年ぶりに発生したということをございまして、これについても後ほど簡単に御説明を申し上げます。

2ページが、その宮崎県で発生しました口蹄疫でございます。四角の上でございますが、4月20日、10年ぶりに宮崎県で発生が確認されまして、292戸の農家で約21万頭の牛、豚が発生確認されたという状況になってございます。その後、いろいろな対策を講じてきまして、右下にございますけれども、23年2月、国際機関でありますOIEによりましてワクチンを使わない清浄国に復帰をするという状態になっております。

次の3ページでございますが、この宮崎での発生に際しまして、発生が大規模になったということで、我が国で初めて緊急的に口蹄疫のワクチンを摂取するというような事態になりました。右のグラフにございますように、ワクチンを接種して以降、発生が減少していくということをございまして、今回はこの使用したワクチンが効果を示したということをございしますが、口蹄疫についてはタイプが7つありまして、さらにそのタイプの中でいろいろと病原性が異なるという状況もございまして、ワクチンが必ずしも効くというものではございませんので、予防が重要であると考えているところでございます。

4ページでございます。周辺国におきます口蹄疫の発生状況でございます。赤で示しておりますように、まだまだ世界的に見れば口蹄疫というものは流行しておりまして、特に日本の周辺国でございますが、韓国、中国等々で発生しております。台湾におきます直近の発生ということで、2010年2月からと記載しておりますが、昨年末あたりから症状を明確に出すような発生が認められておりまして、我々としては注意をしていかないといけないということで、発生情報等について畜産農家の方々、関係団体の方々に情報提供をさせていただいているということをございします。

次のページは、韓国における発生でございます。韓国は大発生いたしまして、全国的にワクチンを使うという状況になってございます。その後、発生は確認されていないという状況でございますが、現在も継続的にワクチンを接種しているという状況でございますので、まだまだリスクはあろうかと考えてございます。

6ページ、高病原性鳥インフルエンザの対策でございます。水際検疫の体制。それから、鳥インフルエンザの場合は渡り鳥が日本に持ち込んでくるということをございしますので、家禽だけではなく、野鳥のモニタリングといった形で早期発見、早期通報に努めているところです。また、農場段階での衛生管理を徹底していただくということで、防鳥ネットとかネズミといったような衛生害虫の駆除、消毒といった体制を徹底的に実施しているところでございます。また、定期的に防疫演習とかいった緊急時の防疫対応等についての危機管理体制も構築しております。

7ページでございます。22年度におきましては、左の下に書いてございますように、家禽で見ましても全9県で24農場、約183万羽の発生を見るという大規模な発生になったところでございます。野鳥からも相当数のウイルスが分離されております。幸いにして、本シ

ーズンはこれまで1例の報告もございませんが、今後は渡り鳥が南から北に帰っていくというシーズンでございまして、香港等では確認されておりますので、まだまだ気が抜けなという状況かと考えております。

8ページは過去の発生状況でございますので、後でご覧いただくといたしまして、9ページも飛ばしていただきます。

10ページ、BSE対策でございます。平成13年9月に初めてBSEが確認されまして、その後、合計36頭の発生が確認されてございます。ただ、36頭目が、下の表でご覧いただいたらわかると思いますが、生まれた年が12年8月でございます。確認年が21年1月ということで、その後3年間ほど発生は確認されておられませんし、平成14年1月に生まれたものが最後でBSEの発生は確認されておられません。そういう意味で、我が国で現在実施しております飼料規制が感染を遮断する最も有効な手段になっておりますけれども、そういった飼料規制の効果があらわれてきているものと考えているところでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。BSE対策の概況でございます。屠畜場におけるBSEの検査、それから特定危険部位と言われるものの除去体制、これは厚生労働省において対策を実施し肉骨粉等の飼料規制、農場で死亡した牛の検査については農水省が対応しているということで、ここ10年にわたって実施をしてきたということでございます。

12ページは飛ばしていただきまして、13ページでございます。世界各国ともそういうBSE発生国におきましては、飼料規制等々を中心とします対策を実施してございまして、発生のピーク、1992年には年間約4万頭が世界中で確認されておりましたが、最近では2011年、28頭ということで、かなり発生が抑えられてきているということであろうかと考えられてございます。

厚生労働省におきましては、そういうBSE対策を開始して10年が経過するということ踏まえまして、過去10年間の対策の取り組みとか、今申しましたような国際的な状況等を踏まえまして、国内の検査体制、それから輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うということで、昨年12月19日に食品安全委員会に諮問をしております。

それから、恐縮でございますが、18ページまで飛んでいただきたいと思います。私ども、家畜伝染病の予防というものを主たる仕事にしております。食品産業では「HACCP」という危害分析をして、そのポイントになるところできちんとした衛生対策を講じるというものが、実践されてございます。農場段階においても、食中毒細菌、サルモネラ、O-157あるいは抗生物質の残留といったものについて、きちんと衛生対策がとられるように、そういう考え方の取り組みを進めてきているということでございます。いろんなマニュアルといったものをつくって、農場の皆さんに理解をしていただいて、さらに衛生対策を向上していくという取り組みを行っているということでございます。

最後に、22ページまで飛んでいただければと思います。先ほど御説明申し上げましたように、口蹄疫あるいは鳥インフルエンザといったものが、ここ最近かなり発生したということを受けまして、家畜伝染病予防法に基づきまして伝染病対策をやっておるわけですが、この家畜伝染病予防法につきまして、発生の予防、早期の発見・通報、迅速・的確な初動対応に重点を置きまして、昨年の4月に法律が改正されております。順次段階的に施行してまいりましたけれども、昨年の10月1日から完全施行されているという状況でございます。ポイントは、左のところにあります発生の予防でございます。水際検疫が一つ重要なポイントになるということで、動物検疫所の家畜防疫機関に、入国者に対する質問とか、入国者が持っていらっしゃる携帯品の検査あるいは消毒をするといった権限が与えられておりまして、新たな取り組みを昨年の10月から動物検疫所でやっております。

それから、一番下のところの「・」にございます、やはり農家の段階でも侵入防止対策をきちんとやっていただくということが必要だろうと思っております、飼養衛生管理に関します基準。これは、前からございましたが、これを今回大幅に見直すということをやっております。そういった基準にのっとって、農家の段階で衛生対策をきちんと実践していただくという取り組みも行っております。

また、実際に病気が発生しますと、それを早期に封じ込めることが必要になります。そこで発生時にどういう防疫対応をとるかということにつきまして、各都道府県が一律に同じ水準で対応できるように定めております防疫指針、マニュアルでございますけれども、こういったものにつきましても全面的に見直しまして、私どもの家畜衛生部会でいろいろと御審議をいただき、その御審議をいただいたもので、現在、都道府県と連携をして防疫対策に当たっているという状況でございます。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きで恐縮でございますが、平成24年度畜産・酪農関係事業の概要と、平成24年度予算概算決定の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○原田畜産企画課長

それでは、まず畜産部から御説明いたします。資料7をごらんください。一般的な予算の説明の前に、御報告ということで、先ほどちょっとお話ししました提言型政策仕分けが行われまして、予算も随分影響を受けておりますので、これについて御報告したいと思っております。

資料7を1枚めくっていただきますと、2つの事業が対象になったんですが、最初、「酪農環境負荷軽減支援事業」という、先ほどお話ししました固定支払いの事業がございます。これは、1ページの真ん中以降にありますいろんな取り組みをポイントづけしまして、組み合わせで15ポイント以上の環境に資する取り組みを行ったときに、1万5,000円/haの奨励

金を交付するというので、4にあります、62億円程度の国費で事業をしております。

これは、どちらかというと、E U型と言いますか、環境直接支払い的なものを我が国でも試験的に導入しようということで、既に酪農経営、特に北海道の酪農経営にとっては重要な位置づけになってございます。

どういう指摘を受けたかと申しますと、4ページの提言にありますように、経営安定対策と環境保全を混然一体として財政支出はやめるべきだという御提言。あるいは、下のほうにあります環境保全の支援は目的に沿った簡素な制度とすべきであるという御提言をいただいております。それで、24年度予算に反映させるべく検討して、右下の欄に書いてございますが、事務費を1億円減らして、本体の奨励金は当初予定どおり要求しています。これは奨励金部分は環境負荷の取り組みを前提にしていますが、農家の経営対策だという位置づけを私どもはしておりますので、そこは変えていないということでございます。

ただ、左側に「検討状況」と書いてございますが、本部会においてこういった提言型政策仕分けのご説明をし、なおかつ私どもの24年度に向けた考え方についてもご説明をして、経営安定対策としてしっかり位置づけていきたい。また、複雑だと言われている中身につきましては、できれば、もう少し簡素化していきたいと考えてございまして、本日、また次回を通じていろいろ御意見を承ればありがたいと思っております。

もう一点指摘を受けました飼料穀物備蓄対策でございますが、これは15ページにまとめてございます。結論から言いますと、提言の欄の①です。国の負担割合はできる限り減らして、民間事業者の経営努力を促すべきであるという提言をいただきました。これは備蓄自体はいいけれども、国のウエートを減らしていけという御趣旨の提言をいただきました。

下の欄に「既に実施済み／達成した事項」とございまして、そういった提言を受けまして、24年度の備蓄数量80万トン、これは変えていないんですが、23年度までは1：1（国40万トン、民間40万トン）としていたものを、国のウエートを少し減らして、24年度予算要求において、国35万トン：民間45万トンに見直しました。概算決定は、要求額から11.6億円削減し、前年度と同額の13.7億円ということでございます。

ただ、予算が減った分、下にありますが、現在持っている備蓄穀物を売ることの益、売却益を充当して、予算措置分の20万トンと売却を受けて保持できる15万トンを合わせて35万トンを確認したいということでございます。

備蓄した穀物は、さきの東日本大震災の際に非常に被害を受けた東北、関東の工場に、西日本や北海道から備蓄した穀物で作った配合飼料を運ぶということで、大変有意義な事業だったものですから、80万トンの備蓄のラインは何とか守りたいということで、こういう工夫をしております。これについてもまたいろいろ御意見を承ればと思います。

一般的な予算は資料8に書いてございます。ごく簡単に触れますと、「平成24年度畜産・酪農関係事業の概要」とございまして、ここにございます畜産・酪農経営安定対策につきましては、先ほど御説明したそれぞれの対策を予算としてまとめたものでございます。

特徴的なのは、下から3つ目にあります「肉用牛肥育経営安定のための支援」の予算要求を約100億増やして869億としているところが、特徴的なところでございます。

次のページが、「ALIC畜産振興事業」。ALICというのは農畜産業振興機構でございますが、この畜産振興事業ということで、ALICの資金を使って行う事業でございます。これも年末に一般予算とあわせて決定させていただきまして、農家や団体の方々から御希望のあるものにつきまして、23年度並みの事業を実施することで決着をしております。これも大きな変更は余りないのでございますが、下から2つ目の「国産畜産物安心確保等支援事業」という中で、国産稲発酵粗飼料（稲WCS）とございます。これにつきまして、やや予算を増額して措置してございます。

最近、稲発酵粗飼料も面積が増えまして、こういった形でさらに対応していきたいということで、ここの予算を増やしてございます。

以上でございます。

○池田畜水産安全管理課長

消費安全局の畜水産安全管理課長の池田です。

私からは、資料10になります。予算でございますが、かいつまんで2点説明させていただきたいと思っております。1つは、家畜の診療を行っております獣医師を確保するための事業。もう一つは、飼料とか動物用の薬を使用する際の安全基準をつくる時にデータが必要で、そのデータをとるための事業。この2つを紹介させていただきます。

資料は1ページ～3ページになっています。まず、1ページに獣医療提供体制整備推進総合対策事業とありますが、これは安全な畜産物を安定的に供給するという事に当たっては、現場で畜産農家の方々に適切な獣医療をきちんと受けていただける体制をつくるのが大切で、そのためには、基本となる獣医師をしっかり確保するという事で農水省としては施策を進めております。

そのため、都道府県等も取り組みをしておるわけですが、それを支援する措置といたしまして、大きな柱を2つ実施してございます。1つは、獣医大学が全国に16ございますが、そこの学生さんに就学資金を貸与してございます。これは、将来、産業動物つまり家畜の診療の分野で働こうという方々に貸与をするものです。卒業をして、その分野で就学資金を貸与された期間の1.5倍働いていただいた場合には、その就学資金の返還を免除する。そういったことで、優秀な獣医師の確保をしようということなんです。

もう一つは、大学の学生さんに、学生のうちに診療の現場で実施をしていただく。現在、必ずしもすべての獣医大学で、家畜の大動物の臨床の教育が満足に行われているとはなかなか言えない状況の中で、現場で学生のうちに獣医療に接していただくという機会を提供しよう。こういう2つをやってございます。こういったことによって優秀な獣医師を確保しようということなんです。

もう一つは、先ほど申しましたように、例えば飼料であれば、作物ですから、生産に当

たって農薬等を使います。あるいは、環境を汚染している物質が入る可能性もあります。また、動物用医薬品を家畜には使います。こういったものが畜産物を經由いたしまして、人の健康に影響を与えないように、それぞれ使用に当たっての基準をつくります。そのためには、残留のデータとか毒性のデータが必要でございます。そのデータを得るための試験に要する経費ということで、こういった事業を行っています。

以上でございます。

○川島動物衛生課長

引き続きまして、資料11でございます。1ページをお開きいただきまして、「家畜衛生総合対策」というページがあるかと思えます。2ページ以降の個々の事業のメニューをおおまかにまとめたものでございます。

内容につきましては、真ん中のところにありますが、〈主な内容〉ということで、家畜の伝染性疾病の発生予防・蔓延防止ということで、(1)は、先ほど御説明申し上げました、農家の方々に衛生管理をきちんとしていただくということで基準を定めておりますが、その基準について生産者の方自らが、地域の専門家である獣医師といった方々の指導を受けて、飼養衛生管理を改善するというための支援をしたいという内容でございます。また、(2)でございますが、口蹄疫の早期診断の体制を整備するというので、現場でもある程度の診断ができるような遺伝子検査のキットをつくって配付をするということを考えております。(3)は、実際に口蹄疫等の伝染病が発生した場合には、移動制限をかけたり、あるいは発生した家畜を殺処分するといったことになりますので、そういったことについてきちんと手当金等をお支払いするという内容でございます。

また、2. は水際検疫の強化でございます。先ほどご説明を申し上げましたような、入国者に対して質問を行うとか、あるいは検疫探知犬というものを増やしていきたいと思っております。これまで、成田と関西空港に2頭ずつ入っておりましたが、今週の月曜日から、羽田空港に2頭増頭されてございます。この予算で、来年度は博多あるいは中部空港といったところに検疫探知犬といったものを増頭して配置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。委員の皆さんには、長時間ずっと説明を聞いていただきまして、大変御苦労さまでございました。

それでは、ここで10分間の休憩をとりまして、14時50分から再開したいと思います。

午後2時41分休憩

質疑応答・意見交換

○武内部会長

それでは、部会を再開させていただきたいと思います。先ほど事務局から説明がありました畜産物価格等の決定に向けた畜産・酪農をめぐる情勢や平成24年度予算案等を踏まえまして、皆さんから御発言をいただきたいと思います。

せっかくの機会でございますので、自己紹介も兼ねまして、皆さん方全員から御意見、御質問をいただければと思います。

なお、御質問に関しては、事務局から後ほどまとめてお答えをさせていただくということにしたいと思いますので、まずは委員の皆さんから、順次御発言をお願いしたいと思います。

それでは、阿南委員から順番に。

○阿南委員

全国消費者団体連絡会の阿南と申します。よろしくお願いたします。

今年度の活動ですが、震災と原発事故にかかわる取り組みが大部分です。特に放射能汚染の問題は、学習活動をずっとやり続けています。今度、4月からは基準値が5分の1程度に厳しくなります。これについては、それでもまだ不十分だという消費者の声もありますが、全体としてはかなり大きな安心感が得られていくのではないかと考えています。

農水省からは資料5にありますような施策が出されていますけれども、要するに現場での取り組みがもっと消費者にわかったほうがいいのではないかと思います。出口でそれぞれ検査していますと言われても、その辺の信頼というのはなかなか高まらないので、現地で生産者の皆さんたちがどういう努力をされているのか、あるいは農水省の施策が具体的にどのように展開されているのかというところがしっかりと情報提供される必要があるのではないかと思います。私はよく地方の消費者の集まりに呼ばれて話をしているのですが、農水省のQ&Aとか基礎知識とかいうものを使ったり、消費者庁がつくっているQ&Aなんかも利用しています。それをもっともっと広げていきたいと思っています。

そして、きょう示されている具体的な低減対策についても、特に、データが出ていましたよね。98.4%が100Bq/kg以下というのが現実の数字であるということがすごく肝心なことだと思います。牛乳の基準値は50Bq/kgになっていますし、農作物も100Bq/kg以下になっていますので、こんなところも使いながら説明していきたいと思っていますので、よろ

しくお願いいたします。

また予算の中でも表現されていましたが、農水省の施策としては、各地の生産者の皆さんあるいは事業者の皆さんを支援するためにも、自治体のモニタリングの検査体制や、そこに対する支援が非常に重要になってくると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、石澤委員、よろしくお願いいたします。

○石澤委員

こんにちは。青森の常盤養鶏の石澤と申します。

養鶏の、特に採卵鶏の関係なんですが、まず初めに、特に鳥インフルエンザの関係におきましては、食肉鶏卵課の皆さん、それと動物衛生課の皆さんのおかげで、口蹄疫と鳥インフルエンザが違う病気だということをきちんと理解した制度をつくっていただいたことに、まず感謝を申し上げます。

あと、この間の震災のときに、私たち、えさ工場がとまってしまうと、えさが全然来ないということを経験させていただきました。そのときに、私たちのところには1,200トンの飼料用米があって、この飼料米のおかげで、私たちは1羽の鳥も殺すことなく、1頭の豚も殺すことなく過ごすことができたということについては、今回の備蓄の問題について深く考えさせられる部分があるなと思ひまして、改めてこの政策はすばらしい政策じゃないかなと私は思っています。

そういう中で1つは、私たち特に鶏の関係で、卵というのは、先ほどお話がありましたように、非常に良質なたんぱく質の供給源だということで申しますと、今まで大分いろんな形で農林省の皆さんが考えていただいて政策をつくっていただいたんですけれども、もっと安心して採卵鶏、卵をつくることのできるような環境について、これからも生産する側とともに考えていただければなと思っています。

それから、最後になりますけれども、きょうここに牛乳がありますが、牛乳が変な評判を受けて消費がどんどん落ち込んでいるんですけれども、実は私の子供は今、中学校3年生ですが、毎日牛乳を3L飲んでます。卵は毎日3個食べています。そうしたら、非常に丈夫で元気で、今も風邪も引かずに、頭にも筋肉がついたんじゃないかというぐらい元気になっています。カップヌードルを食べている子供たちが結構多いんですけれども、そのカップヌードルに卵1個と牛乳1杯というタイトルを、私たちは子供たちにいつもしゃべっているんですが、そういうようなこともひっくるめて、できれば厚労省の皆さんなんかとともに消費活動について話をさせていただければなと思っています。

ちょっと長くなりました。石澤です。よろしく申し上げます。

○武内部会長

大変ありがとうございました。

それでは、小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員

フリーアナウンサーとエッセイストをしています小谷と申します。今、農業と畜産に関してはエッセイのほうが多くて、アナウンサーといいますより、畜産コンサルタントという専門雑誌と、農業共済新聞にコラムを連載しています。ついこの間、取材で栃木的那珂川町に行きまして、イノシシの解体処理施設を見学、取材させてもらったんですけども、そこは放射能の検査は全頭検査をしているということだったんです。それをネットに自分でアップしましたところ、知り合いに、じゃ、全頭検査、どこの検査をどういうふう検査しているのかと聞かれて、逆にそこまで突っ込んでわかっていなかったなと思って困ったんですが、さっき阿南さんがおっしゃったのと同じように、安全になるような取り組みをされて、検査もされているのはわかるんですけども、もう少し検査方法のリアリティーといいますか、そういうものが消費者とかメディア、素人にもわかると、より安全で食べたいなと思うと思うんですね。震災以降、エシカル消費と言って、応援消費という東北の生産者を応援したいという消費者が多いというデータもあるらしいんですが、そのためにも安全性の情報をもう少しわかりやすく、リアリティーを持って伝える方法があればやっていただきたい。それはやっているんですかという質問になるんでしょうか。

質問としてもう一つ、少し不勉強で申しわけないんですが、先ほど資料5の説明で、4月以降、食品中の放射性セシウムの基準値が5分の1になるという話でしたけれども、逆に心配になったのは、何で500Bq/kgだったのが100Bq/kgになったのかということ。じゃ、500Bq/kgは大丈夫だったのかというのを今さらながらに一度質問したいのと、100Bq/kgという5分の1になった根拠と言いますか、その500Bq/kgと100Bq/kgに関しての根拠を伺いたいと思いました。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

それでは、近藤部会長代理、お願いいたします。

○近藤委員

近藤でございます。部会長代理ということで、ちょっとときどきしながら部会長の顔を見ておりますけれども。

畜産のこの委員会で長らくお世話になりました。そういう関係と、あと企画部会にも所属しておりますので、部会長代理をさせていただいたんだと思います。企画部会にいる関係で、6次産業の話が随分議論されておまして、私も6次産業の進展には大変関心を持っております。農業が元気でないと日本は元気になれないということを強く感じておりま

すので、畜産関係におきましても、6次産業の推進について、ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それを進める上に当たっては、阿南さん、小谷さんから御意見がありました。安全についての情報提供というのがないと、幾ら出す側が一生懸命努力をされても、最終的に買う側、食べる側、おなかに入れる側が安全について安心できないと、せつかくの試みを有効に生かすことができないのではないかと考えております。何よりも重要なのは、今もお二人がおっしゃったとおり、絶対に情報提供が重要だなと思います。私は、長らく食品企業のお客さま相談関係の仕事をしておりますが、昨年のお客さまからの問い合わせは前年度の2割増になりました。なぜ2割増になったかという、御想像のとおり、安心・安全にかかわることの部分が圧倒的に増えております。例えば、お昼のニュースでどこそこの何々が放射性セシウムが高いものが発見されたと言いますと、その日の昼休み、だれもご飯に食べに行けないくらいどっと電話がかかってくる。昨年3月12日以降そういうことが続いた状況だったと思います。

お客さまの問い合わせがふえれば、その次の瞬間にできるだけ早く心配されているところの情報をホームページに記載すれば、その部分はなくなると。ツイッターなどでも、「心配だ、心配だ」と言っている方々に、「だけどホームページにもこう書いてあるよ」と言うとはっとそれがおさまるとい状況でございますので、ぜひ情報提供というのは正しく、できるだけわかりやすく御説明をしていただくことが重要なかなと思います。

例えばバターなんです。スーパーでいまだにバターは御家族様1個限りというのをレジの横に張っております。私どもの会社の相談員はしかるべき教育も受けているメンバーなのでそのようなことはないのですが、主婦の方々に知っているかと聞くと、何か放射能の関係で物が無いんでしょというふうな発想をしている。これが現実だと思います。ですから、正しい情報をわかりやすく提供するためには、農水省さんのホームページだけでは無理かと思っておりますので、それはマスコミをお使いになるとか、いろいろな形で情報を提供するという努力がこれからますます必要なのかなと感じております。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、笹崎委員、よろしく願いいたします。

○笹崎委員

いつも思うのは、この審議会で議論することではないかもしれませんが、私たちはしばらくの間、円高の恩恵というのを受けてきている。逆に言うと、円高のマイナスもあり、いろんな問題があるにしても、一般的には、経済情勢はこのまま続いていくんじゃないだろうかという意識があります。しかし私は、今年ぐらいをターニングポイントにして、その基調が変わってくるんじゃないだろうか。逆に大幅に変わる可能性があるんじゃない

ないだろうかと考えています。

その中で価格決定をどうしていくのかという議論をするのですが、これは推測の域ですから、過去のデータを見て判断をするだけでなく、地政学的にどうしていくのかという議論が必要かと思います。地政学というのは、「土地」の「地」に「政治」の「政」と書きますが、残念ながら、日本の大学には地政学という学問がありません。

私たちが海外の人達と議論して感じることは、輸出が経済の主体で輸出で食べている国のスタンスと内需中心で輸出が13~15%の比率の私たち日本のスタンスは随分違うぞということが一つです。やはり為替のからくりと言っては問題があるかもしれませんが、つい4年前は1ドル110円だったのが今78円になっていますが、この変動幅のほうは貿易の関税とかいうもののパーセンテージに比べたら圧倒的に多いはずで。どうしてこの議論が一切ないんだろうか。そして、たまたま去年はベトナムとか中国とか東南アジアを極力回ったんですけれども、食料問題が大変なことになるよねという意識が、国民の間で本当にわかっているのかどうかというところが、物すごい危機意識としてあります。

私はハム、ソーセージあるいはお肉の生産と販売を主にやっていますので、ヨーロッパ、アメリカに行くチャンスが多いんですが、ヨーロッパでもスイスという国なんかは、お店で販売している国産品の価格は倍ですが、国民の意識は国産品を買って、永世中立国としての立場をきちっとわきまえながらという特別な状況はありますけれども、自分たちの食料をどうするのかというところをきちっと教育をする。フランスでもそういう教育をしている。ドイツでも今必死になってそういう教育をしている。日本では、そういうところがどうも抜けて、お金さえあればどこからでも買えるんじゃないだろうかという幻想の中でここ40~50年ぼーっとしてきちゃったんじゃないだろうかなというのが、私の実感なんです。この辺の本質的なことを、畜産だけでなく、食料をどうするのかという議論を踏まえてきちんと結論を出していきたいと思っております。きょうはよろしく願いいたします。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、篠崎委員、よろしく願いいたします。

○篠崎委員

ツーリズム・マーケティング研究所の篠崎と申します。

JTBグループのシンクタンクとして、観光地域活性化の調査研究コンサルティングをやっており、年間180日ぐらい全国を飛び回っています。

ツーリズムの観点から申し上げますと、第1次産業とツーリズムはコインの表と裏の関係にあります。フランスは農業大国でもあり観光大国でもあります。第1次産業の基盤強化はツーリズムにとっても非常に重要なことです。

一方で残念ながら、観光の現場では価格競争が非常に激しく、外国産の食材がかなり混

じっており、消費者の期待に応えることが出来ない結果となっています。観光でも今後はどれぐらいの比率で国産の食材を使っているかが消費者に問われてくるのではないかと思います。

話は変わりますが、去年北海道のある自治体の調査で上海に行きました。観光のマーケティング調査でしたが、ついでにチーズも調べてきてくれということになり、チーズの消費動向についても調べてきました。インタビュー調査でわかったのですが、中国の高齢者にはチーズを食べたことがないという人が結構います。さらに詳しく調べると、中国でも宅配ピザがかなり行き届いており、過去の日本と同じように、宅配ピザの広がりとともにチーズの消費量がかなり伸びているようです。スーパーの売り場には既に世界中のチーズがありますが、残念なことに日本のチーズがまだ並んでいませんでした。

日本の人口が減少する中で、安定供給の議論と併行して出口戦略をどうするかについても議論をする必要があると思います。訪日外国人観光客は少しずつ回復しており、観光を出口戦略のひとつとして位置づける必要があります。

特に質問というわけではなくて、各委員の意見を聞いて感じたことを述べさせていただきました。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、那須委員、よろしく願いいたします。

○那須委員

熊本県的那須です。どうぞよろしく願います。

私は難しいことはわかりません。現場のことしか言えませんので、現場のことをお話したいと思います。まずは水田有効活用ですが、政策が現場におりてくるのが余りにも急過ぎて、現場はもうあたふたしております。なぜかというと、反当たり8万円交付されます。その後に水張りをしますと2万円プラス。そうすると10万円交付されるわけで、もう稲なんて植えたくない。そのほうがずっと楽。消毒もしなくていい。これが一番ということで、昨年度は菊陽町においては60ha作付けしました。今年は大々的に100haになるだろうという見込みが出ております。簡単にできるわけですから、みんなそれに飛びつくわけです。ですから、施策はなるべくゆっくりおろしていただいて、決断は早くしていただきたい。まずは、そういうのをお願いしておきたいと思います。

ホールクroppサイレージ、WCSで、畜産関係のためにはなっております。牛は、繁殖にしたって肥育にしたって好んで食べますので、飼料としてはとても有効な作物ですけれども、現場で何が起こったかということ、米をつくる農協さんのカントリーエレベーターがもうがらがら。だれもそこに出す者がいない。ということは、つぶれてしまっていくような状態です。ですから、菊陽町は大津町と隣接しておりますが、行く行くは大津町と合併というか、どちらか古い方が閉鎖して、一つのカントリーエレベーターになるのではな

かろうかというふうな懸念もされております。

それと、6次産業の問題が出ておりますけれども、6次産業も、1足す2足す3足すで6と、1掛け2掛け3掛けで6と言いますが、私の考えとしては、あれは1掛け2掛け3掛けでないとだめなんですね。1を1と考えるから1足す2足す3でいいんですが、1次産業が丸々できないのに2次産業に手がけてどうしますかというのが私の考えです。1次産業がちゃんとできていれば、それで普通は食べていけるんです。それができないために何か手を出そうという考えが農家に出てきますので、1掛け2掛け3掛けが本当だと私は思っています。1がゼロなら6になりませんから。ですから、現場の1次産業を、まずはしっかりした産業で経営を成り立たせる。その上に立った2次産業ということで、私たちはやっていきたいと思っています。

そして、今年の予算を見ると、余りにも6次産業にかけ過ぎていますよね。あれは道の駅を急に伸ばしたのと同じですよ。私は、3～4年前から取り組んでいます。今ばたばたと取り組んだ人は、あと2、3年後にはあつがあつと言いますよ。ですから、だれでも急に6次産業に入っていけるような簡単なものじゃないということをしつかり知らしめていただきたいというのが願いです。簡単じゃないですよ、1次産業をちゃんとした人でないとだめですよということをちゃんとお知らせしていただきたいです。

それと、女性の能力を積極的に活用するために、いくつかの施策において女性起業化枠を10%いただくようになっていました。それは大変いいことだと思います。女性でも今は徐々に力をつけて、男性以上に起業化を目指している人がいますから、その枠はもっと10%、20%、上にふやしていただくことは大事だと思います。

それと、情報の発信です。口蹄疫についてですが、宮崎県のある方が、全国畜産縦断いきいきネットワークという女性の会のときに話されました。現場に情報が流れないと。この前は初めてだったからああいう状態でしたでしょうけれども、末端の現場に一番に情報が流れていけば、あれだけは広がらなかったと。現場では、隣で起こっていることを知らなかったと。ということは、毎日そこ行き来したということで、そのことをもっと早く知っていればああいうふうには広がらなかっただろうと言われました。そのとおりだと思います。何しろまずは現場に情報を流していただくということが大事だと思います。そこから徹底していただきたいと思っています。

以上でございます。また後でお話ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○武内部会長

ありがとうございました。

それでは、野村委員。

○野村委員

京都産業大学の野村と申します。

先ほど、資料に基づいていろいろ説明いただきましたが、莫大な情報量で、私のほうも

情報を全部整理し切れていなくて、資料に基づくお話が今ここでできないんですけれども、自己紹介も兼ねてということなので、少しだけ自己紹介を兼ねてお話しさせていただきます。私は今は総合生命科学部というところに所属していますが、農学部出身で、学生時代から和牛、特に黒毛和種の品種改良の仕事をしてまいりました。それに関連して、少しだけお話をさせていただきます。

まず、和牛の中の特に黒毛和種。これを改良ということだと考えると、ちょうど牛肉の輸入自由化の後ぐらいから国内の生産者は質を高めようということだと質の改良ということをやってきたわけなんですけれども、それに伴って品種改良のいろいろな技術を導入して改良してきたわけですが、確かに霜降り、脂肪交雑の改良は目覚ましく、和牛の黒毛和種では改良が進みました。

ところが、これをそこまで進めてみてはたと気がついたときには、もうこれ以上改良してどうするのかということにまで来ているという感じがしております。特に、健康志向ということで、もうこれ以上霜降りが入ったような肉をつかって、一部のお金持ちの人が食べる、あるいはごくたまにしか食べないような肉をつくるよりは、この辺で脂肪交雑の改良というのは一段落というか、現状維持の方向で、あとは効率を追求してはどうかという方向にシフトしております。今日も資料の中で説明がありましたように、えさのほうの価格というのが随分高どまりという形でありますから、まさに今、そういう時代に来ているのではないかなと考えております。

今日説明いただきました資料の中で、少し気になったところは、いずれも牛肉の需給の動向とかいろんなところのお話で、国内産とか輸入物とかいろいろ分けて示されているんですけれども、くくりが和牛という形でくくられているというのが、この品種改良をやってきた人間から見ると、少し気になりました。今、お隣で那須委員、赤牛やっておられますが、赤牛も立派な和牛の一つの品種です。ただ、ひとくくりには和牛と言いますが、黒毛和種と赤牛では状況が随分違ってきていると思います。私が先ほど申ししたのはあくまで黒毛和種の話で、赤牛の場合は、これからもやはり霜降りというのはある程度追求していくような姿勢が必要だとか、経営の仕方といったところにも大きな違いがございますので、その辺のところも配慮していただければなと考えております。

簡単ですけれども、以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

それでは、花田委員、お願いいたします。

○花田委員

卸売協会から来ました花田と申します。

この畜産部会に初めて出させていただいて、皆様方が本当に専門の分野から来ているのにちょっとびっくりしたなという感じを受けております。また、農水省のほうでもいろん

な施策があるということは今までも知っていましたが、これほど多岐にわたってやっているのかというのは初めて知りました。この部分を皆さん方にもう少し情報を出していったら、もっと農水が働いているなという部分が出てくるんじゃないかなと思います。

それと、今、市場で問題になっているのはセシウム検査です。我々は福岡ですが、しなくてもいいんでしょうけれども、一部のところがセシウム検査済みという形を出せば、購買者の方は、ここのはしていないからもう買えないよというレベルの話になってきて、九州でも全県で、今、セシウム検査をやっております。今、500Bq/kgのときでの分析機械でやって、各県ともある程度安定してきたかなというときに、先ほどちょっとありましたが、また今度は100Bq/kgになるということで、協会のほうでもじたばたしているような状況で、何が根拠で最初500Bq/kgにされたが100Bq/kgに減ったのかなという部分がちょっと不審なところがあります。

もう一つ、自給飼料の話もちょっと出ていましたけれども、これだけ穀物関係を輸入物で頼っている日本の畜産が、安定的に3等級とかいうレベルでの経営が成り立つようになるためには、トウモロコシとかいう部分のえさの自給率を上げるような支援を、もっとしていただきたいなと思います。

最後に、セシウム検査の分も、東京都あたりは行政がやっておりますね。全国を見ると、何カ所か行政がやって、あとはほとんどが民間でやっているレベルですから、これも一律に行政でやっていただければとお願いしたいと思います。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、晴野委員、お願いいたします。

○晴野委員

飼料輸出入協議会の晴野でございます。

我々の協議会は、飼料の安全・安心を図りながら、特に飼料穀物の輸出入を円滑にすることを旨として、大手の商社12社からなっています。

昨年3月に震災が起こりまして、飼料業界も多大な被害を受けましたが、復興に関しては農水の方あるいは国交省の方、いろんな関連したところからの御協力で大変助かりました。ありがとうございました。

先ほども皆さんからちょっとお話がありましたが、我々は食料自給率とともに、飼料自給率の向上というのも非常に重要なことだと思います。その施策も今までの説明でお聞きいたしました。それとともに、飼料原料というのは大部分を輸入しております。その輸入において他の競争国と買い負けをしない、安定供給の体制が必要だと。もう一つは、不測の事態における緊急対応が一番必要かと思います。

今回の震災で、我々飼料コンビナートがある八戸から鹿島コンビナート、この地域が被

災しました。八戸も飼料を年間200万トンぐらい生産する大きなところですが、鹿島も400万トンぐらい飼料を生産しております。そういう施設にサイロビンと言って2000トンぐらいの飼料穀物が入るタンクが大量にあります。サイロビンに守られている飼料穀物は被災しませんでした。ですから、無傷な原料を使いまして配合飼料をつくりました。それを被災した宮城、仙台、石巻にも送りました。当然のことながら、先ほどちょっとお話がありました。備蓄の35万トンも放出していただきました。それでやっと被災地の畜産の現場で飼料がつながったというのが現状でございます。

ただ、震災前の昨年2月に畜産部会が開かれたわけですが、その時点で既に備蓄の60万トンを20万トンに減らすという決議が事業仕分けでされました。このままでは鹿島とか鹿児島とかいう大きな生産地に災害が直撃すると、畜産業界にとっては非常に壊滅的な打撃を受ける事が想定されます。

備蓄について先ほどお話がありました。我々の飼料の原料、特にトウモロコシに限って言いますと、年間1200万トン輸入しております。逆に言うと、100万トンが毎月太平洋上にあるという事になります。何かの会議で、洋上の余裕玉、いわゆる余剰玉を買えばいいじゃないかという話もありましたけれども、これは大きな間違いで、洋上を走っている船の上には、既に飼料会社に売約済みの原料しかありません。洋上の貨物を日本に持ってくると、キャリングと言いますが、金利・倉庫料を掛けてまで商社はやらないというのがビジネスモデルです。或いは、どこかで積んでいる原料をお金をはたいて買えばいいじゃないかとも言われました。こういうこともできません。ですから、1か月100万トンを最低要するという前提すると、備蓄が何トン要ようになるか。先ほど、官民合わせて80万トンと言われました。

今回、5万トンそこそ売却し、その売却益で、15万トンの備蓄を1年間持てるということで、35万トンになっているわけです。ですが、基本的には20万トンというのが決議されています。たった6日分だけしかありません。これがベースになります。

それと、何か起こった場合、不測の場合というのはどういう場合かと言うと、まず生産国で異常気象によって干ばつが起り、大減産になる。相場が急騰して争奪戦が行われる。又、主要港の港湾ストライキあるいは自然災害。これは5年前ほどでしたか、アメリカのニューオーリンズでハリケーン・カトリーナがありましたけれども、そういうものとか、ミシシッピー川の凍結、こういう自然災害によって輸出機能の不全になる。又は、穀物船が航行しているところの航路上の紛争。あるいは輸出国の紛争も含めてです。航行する運河、あるいはバンカーオイルの関係で、紛争が起こった場合には飼料穀物は日本に持ってこれません。輸出国の輸出規制も原因になります。安定的な輸出をしてくれるところ、いわゆるリライアブルな国というのは、基本的には米国以外には今はありません。

もし緊急事態が起こった場合、我々が緊急に物を買って日本に持ってくるという、いわゆるリードタイムと言いますか、そういう時間は約2カ月かかります。買い付けから

船積みし、日本港に到着、本船から荷揚げし通関する。特に、アメリカのガルフですね、ミシシッピの河口から日本に来るのに約30日かかります。但し今、40日かかっています。これは、先ほどの何方かの説明にもありましたけれども、以前にバンカーオイルが140数ドルのときに、海上運賃も147ドルになりました。ですが、今回は100ドルを超えた状況の中でもまだ40ドル～50ドルのところ安定しています。これは船舶の需給が緩やかになっていることによる海上運賃の安値安定といえますか、このような市況の中でバンカーを大量に使用して、早く日本に持って来る必要性がない。即ち経済速度でしか走ってこない。そのために40日かかっています。

これらを考えますと、緊急時の対応・対策にはどういふことをすればいいのかということが分かる筈です。今、農水省さんの安全保障のほうで考えられていると思いますが、一方、我々の商社は何をやっているかといいますと、生産地での集荷業者との事業提携、あるいは、輸出港におけるインフラの確保、こういうことで緊急対応をしています。もう一つは、先ほど日本は穀物を1200万トン輸入すると言いましたけれども、現在でも他の競争国との間で買い負けしています。

穀物を積む船は、5万トンのバラ積船（パナマックス船等）で積み込みをするのですが、日本における港湾の喫水の深さが浅いため満積することができません。その分デッドフレートが発生して海上運賃が他国よりも相対的に高くなっています。他国より高い原料を買うことは、畜産物の価格に影響し、ひいては畜産物の輸入の増加、自給率の低下につながります。

なおかつ、来年パナマ運河が拡幅工事されます。これによってコンテナ船と、今言いました、パナマックスという船がより一層大型化します。そうすると、日本に穀物をその船で満載して持ってくる港がまずありません。この港の整備というのも、緊急対応というわけではありませんが、これから非常に考えていかなければならないことだと思えます。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

それでは、廣野委員、お願いいたします。

○廣野委員

香川県で酪農をやっております廣野と申します。よろしくお願いいたします。

今回、畜産物価格の審議ということなんですが、経営していく上において価格というのは大きな要因ではありますが、特に畜産、大動物の経営を続けていくためには、地域の理解というか、そこに酪農家がある意味とか価値を地域の人にもちゃんと理解してもらえる活動をやっておかなきゃいけないのではないかなと感じております。

昨年ですが、家伝法の改正がありました。非常に厳しいといえますか、我々生産現場にとってみたら大変手間がかかるといえますか、いろいろ準備もしなきゃならないし、その

コストもかかるような状況であります。その中でも、利益が出ればずっと会社が続くわけではなくて、お客さんにちゃんと農産物の価値を認めてもらうといいですか、わかってもらう活動を続けていくということが必要でないかなと思っております。農家というのは忙しくて、その部分になかなか時間を割けないというのが現実ではありますけれども、地域の仲間でいろんな形で情報を共有して、そういうことをこれからも進めていきたいと思っております。その中で部外者が入ること自体リスクは高まるんですが、そのリスクをどうやって下げていくのかということ、これからもっともっとやりやすい方法を研究していきたいなと思っております。

もう一点なんですけれども、今、国のほうでは規模拡大というと、中山間地において10ha、20haという話が出ておりますが、日本の農業というのは、北から南まで気象とか土地条件とかは非常に多様であります。生産している作物に関しましても、地域によって随分差があるように思います。そんな中で、ただ規模拡大というのは、確かにコストは下がるんですが、それだけではないと思います。地域に合った、土地条件に合った、作物に合った経営のやり方というのがあると思うので、その部分においても国の支援といいますか、政策上重点を置いてもらって、小さい農業でもいろいろな補助事業であったり、恩恵が受けられるような施策を組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

それでは、富士委員、お願いいたします。

○富士委員

全国農業協同組合中央会という農業団体の富士でございます。

最近では、TPPの交渉参加絶対阻止ということで、日本医師会と国民運動をやっております団体でありまして、御承知の方は御承知と思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、今の時点で畜産・酪農にとって大変重要だと思えることを私なりに考えて、3点に絞って御質問、御意見等をさせていただきたいと思っております。1点目は、牛肉の安心・安全の問題でございます。先ほど御説明にありましたように、BSEの問題で食品安全委員会に月齢制限の見直しについての諮問があったということではありますが、説明があったかどうかは確認していませんが、日本は来年、清浄国になるわけでありまして、1年後には検査の必要のない国になります。なぜ今30カ月齢の見直しをするのかというのは、甚だいかがわしいというか、疑問に感じざるを得ないわけですが、諮問されたわけです。そういう意味で、これからのことを考えて、この問題についてよくよく考えなくてはいけないことを申し上げさせていただきます。

先ほど資料説明でありましたように、日本とアメリカではBSEの30カ月齢云々の検査

だけじゃなくて、そこをめぐります体制というか、環境が違うということです。1つは、先ほどありましたように、飼料規制の問題です。日本は、飼料安全法に基づきまして、肉骨粉を牛肉のえさには入れておりません。禁止しております。それから、豚と鶏も禁止しております。それは混入を防ぐためであります。そして、ラインもきちんと分けるように徹底して管理されております。そういう中で、アメリカは肉骨粉については、牛えさだけについては禁止しておりますが、豚とか鶏については与えていると思いますし、ラインもきちっと分かれているかはわかりません。そういう現場の検証がされていないと思います。

2つ目は、トレーサビリティであります。日本は牛肉と米については法律でトレーサビリティが義務づけられておまして、生産者の個々のところまでさかのぼって特定ができます。生産者のところにたどり着けば、生産履歴はわかります。そういう意味で、もし何かあった場合にでも特定ができる体制になってはいますが、アメリカはトレーサビリティはありません。

それから、特定危険部位の扱い。特に脊髄についても、日本は月齢制限関係なく特定危険部位でありますので、当然、除去・廃止、焼却であります。アメリカは脊髄の扱いについてはそうになっていない。

日本とアメリカでは月齢制限の検査、プリオン検査以外のところのそういうBSEをめぐる全体の飼料規制まで含めた対策が違うということ、消費者の方がよくよく御理解いただけるような情報をちゃんと提供した上で、これから議論し判断をしていただきたいというのが1点目です。

2点目は、放射性セシウムが4月から新基準値になるということに対する現場の今の大変な不安をお伝えしたいと思います。それは、500Bq/kgから100Bq/kgになるとかいう規制値が厳しくなるというだけじゃなくて、特に飼料の暫定許容値を300Bq/kgから100Bq/kgにするということで、4月1日から、例えば酪農で言えば牛乳は毎日絞って出てくるわけです。だから、飼料を100Bq/kgと言ったときに、飼料の牧草だとか、サイレージとか、与える段階で100Bq/kgを超えていないのか超えているのかということは調べなきゃいけないわけです。牧草なりサイレージの検査のあり方をどのように考えているのか。別に日本国内全部調べるわけじゃないので、対象県とか対象市町村というものをどういうふうにするのかとか、そういう場合のサンプル検査ということになるんだと思うんですけども、これは現場から言うと、その対象県、対象地域になったら全部調べてもらいたいんです。じゃないと、一度出たらもう終わりですから、サンプリングの方法みたいなものはどういうふうにするのかということがあります。

それから、検査機器の問題。放射線をはかる機械が高額で、ものがない。それから検査する人の体制がない。それを県とか市町村に丸投げしたって、物理的にできないんですよ。だから、限られた県とか対象地域のサンプルということになるわけで、現場からすれば全部調べて安心だと言ってもらいたいわけです。そうしないと、今度、酪農家の乳で出たと

きには、その経営は1年間もう終わりですから、そういう意味で、牧草を100にして、検査をどうしていくのかということについての考えなり体制をお聞きしたい。それから、水です。現場では、水に対する不安があり、検査しないのかと言われていています。特に乳牛は水を大量に摂取してえさを与えて乳をつくるわけです。水に関する不安が現場に多いということで、この辺についてどうするのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

3点目は、許容値を超えた稲わら、牧草、サイレージの処分です。これも先ほどありましたが、8,000ベクレルを超えると国が処分するという事なんですが、現場は許容値を超えたら出荷制限、作付制限がかかって、もうどうしようもないわけですよ。廃棄して焼くしかないんですけども、それを個々の農家でやれと言ったって無理なわけで、どこかに持っていったってどこも焼いてくれないわけですよ。だから、みんな困っているわけですよ。だから、国が出荷制限をかけてとめたわけです。そういう許容値を超えたものについては、国が責任を持って処分しない限り、だれもどこもやらないんですから、そういう意味で今、ものすごく許容値超えの牧草、稲わら、基準値超えの米にしたってそうですが、そういうものは放置というか、区分はされていますが、処分方法について現場は非常に困っているということです。いつになったら処分が円滑に進むのか。この辺についての見通しがあればお聞きしたいと思います。

4点目は、次の畜産部会での諮問事項になると思いますけれども、加工原料乳の補給金単価について、次はいろいろ諮問値が出るわけですが、先ほどの資料で説明がありましたように、今、酪農は縮小再生産と言いますか、生乳生産全体が落ち込んできているわけです。それについてはいろんな条件があると思いますけれども、一つは配合飼料価格の高騰。安定基金でいろいろ補填されましたが、実質負担的にはえさが従前に比べればトン当たり1万円高く、飼料代がかさんでいます。

一方で、乳量の減少とかいうことがありますし、副産物のヌレ子、乳雄の価格が大幅に暴落しているということがあって、酪農関係をめぐる環境というのは極めて悪いと思います。そういう中で、政策価格としての加工原料乳の補給金単価は、ぜひ現行価格以上で諮問していただけるようお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○武内部会長

ありがとうございました。

それでは、古川委員、お願いいたします。

○古川委員

日本乳業協会の古川でございます。

日本乳業協会は、私ども森永乳業、明治、雪印といった乳業者で構成される団体でございまして、先ほど石澤委員からお話がありました牛乳の消費部分についても、我々の事業の中の一つとして、牛乳・乳製品の普及啓蒙と消費を拡大していこうと。こういう部分を

取り組んでいる団体でございます。

そして、昨年の震災以降、きょうも情報の提供というお話がございましたけれども、日本乳業協会としてもホームページ等々を通じて可能な限り、先ほどお話がありましたバターの不足問題等々についても発信して、生活者の方々にできるだけ御理解いただけるように取り組んでいるわけでございます。

そういう中で、幾つかお話しさせていただきたいと思うわけですが、一つは先ほどもお話がありましたように、バターの需給というところでございます。一昨年は大変な猛暑、昨年は東日本大震災ということで、生乳生産が大幅に減少したわけでございます。いまだ十分な回復に至っていないわけでございます。そういう中で、バターの生産も大幅に減少いたしまして、店頭への供給量が少なくなり、生活者の方々あるいは業務用の関係者の方々に大変御心配をおかけしたわけでございます。

日本乳業協会では毎月需給予測を行っておりまして、関係者に情報をお伝えするとともに、冷静な対応をお願いしてまいりました。そして、農林水産省、農畜産業振興機構の方々にもお願いいたしまして、カレントアクセス分につきまして、早目早目の輸入、放出、そして追加の輸入、放出をお願いいたしまして、本当に適切に実行していただきました。我々乳業者も一致協力して市場への対応を行いました結果、大きな混乱もなく乗り切ることができたのではないかなと思っております、関係各位の対応に本当に感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、状況は本年度も同じでございます、これからのバターの需給についても、生乳生産がやや回復基調にあると承っておりますけれども、生乳生産が大幅に上回るという見通しにまでは、行っていないのではないかなと。まだまだ予断を許さない状況が続くのではないか。その中で、先日、本年度のカレントアクセス分につきまして、早目の輸入アナウンスを行っていただいたことに、我々乳業者として本当に感謝申し上げる次第でございます。今後とも、適切な手当てを講じていただきますようよろしくお願いいたしますと存じます。一方、この背景には、先ほどからも生産者の方々のお話があるわけですが、生乳生産基盤が脆弱化しているところがあるのではないかと。生乳生産者の方々が意欲的に、そして動機づけになるような政策支援をあわせてお願いしたいと存じます。

もう一点は、これも先ほどからお話に出ております牛乳・乳製品の放射性物質対策ということになるわけでございます。原発の事故に伴います放射性物質による汚染という重大な問題が起きまして、食品の安全性について、生活者の方々の関心が、今、非常に高くなっております。乳業者といたしましては、各自治体における生乳のモニタリング検査により安全性が確認された原料乳のみが出荷され、乳業者に搬入されていることから、牛乳・乳製品の安全性の確保はされていると考えているところでございます。

つきましては、各自治体による現行の生乳のモニタリング検査は大きな機能を果たしておられるわけで、今後とも継続、そして充実されるようお願いいたしますと存じます。

モニタリング検査結果の公表につきましても、現行どおり、政府による集約・公表が継続されるとともに、検査結果についての適切な解説が付与されるようお願いいたしたいと存じます。

また、牛乳・乳製品における安全性の確保のためには、生乳生産段階での飼養管理等の設定が不可欠でございます。放射性物質に汚染された圃場の清浄化、除染、あるいは自給飼料の使用が制限されている酪農家の皆様における購入飼料調達のための経済的な支援など、生産者に対する適切な指導、御支援を早急に実施いただけるように、乳業者としてお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○武内部会長

ありがとうございました。

それでは、吉田委員、よろしくお願いいたします。

○吉田委員

フジテレビの新報道2001という政治討論番組で司会進行をさせていただいております吉田と申します。よろしくお願いいたします。

震災後、被災地に行きまして取材したり、いろいろしてきたんですけども、放射性物質の検査に関しましては、視聴者も非常に関心が高く、今も非常に不安に思っているんです。先ほど、価格は戻ってきたと言っていましたが、不安はまだ、あの当時とそれほど変わっていないんじゃないかというのが実感としてあります。

私が自治体に検査に行きましたところ、自治体によって検査の方法が全く違うんです。そうなりますと、一消費者としてその検査方法を見たときに、これだけ統一していないのどうやって安心しろって言うんだらうというふうに、正直思ってしまったんです。となりますと、農林水産省が一定の細かい検査の基準とかいったものの指針をしっかりと示してやっていただきたいなと思いました。

これは提案なんですけれども、例えばスーパーにお買い物に行くと、検査済みと括弧して書いてあるんですが、どんな検査が行われているのか全くわからないんです。もし統一の検査ができたのならば、その場所にポスターなどを置いて、JASマークのような絶対安心できるようなマークか何かあれば、これから一生放射性物質とともに生きていく日本人としては安心できるのかなと思いました。

あと、稲わらの処理の問題ですけれども、これがずっと放置されているというか、一時保管所、そして生産者のもとにあるということですが、そうなりますと、瓦れきの処理と一緒にして、テレビではすっきりしたようなところしか映りませんが、被災地に行きますと瓦れきがまだ山のように積んであるんです。その瓦れきの処理が終わらないと復興というのは進んでいかないなと実感として思うんですが、放射性物質を含んだ瓦れき、そしてその稲わらということになりますと、中間貯蔵施設でもどこに置いたらいいのかと

いうのも、地元の反対でなかなか進まない。

その中間貯蔵施設を決めるまでにも多分、何年も、もしかしたら10年ぐらいかかるかもしれないんですね。その間にずっと一時保管所、そして生産者のもとにあると、それだけで風評被害になってしまうのではないかなと心配しているのです、いつごろそれが決まるのかということも知りたいなと思います。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

皆さんから、特に震災後のさまざまな対応についての疑問点も含めて御意見、御質問いただいたわけですが、時間も余りございませんので、要領よく事務局からそれぞれの御質問について御回答をお願いしたいと思います。

○原田畜産企画課長 ありがとうございます。全体的に、特に放射性物質を絡めた情報提供について皆さんから御提案をいただきましてありがとうございます。ぜひ参考にして、一層充実させたいと思います。

一応、畜産部としましては、もともと最初に原乳で基準値越えが出たということもございますし、その後牛肉でもございましたので、各県が厚労省に報告している検査結果につきましては、畜産部のほうでまとめて表にして情報提供をするようなことを最初から始めました。牧草、飼料作物につきましても、各県のものを全部まとめて、畜産部のホームページを見ればわかりますよという形には、かなり早い段階でさせていただきました。

ただ、これは消費者の方から見たときに、解説がないのでわかりにくいということはあると思います。そういったことにつきましてもまだまだ改善の余地はございますし、本日の御意見を十分踏まえて、今度、新基準値になりますので、新基準値になったときの検査の仕方、情報提供の仕方、厚労省がやっている部分が随分あるんですが、私たちも消費者の方や生産者の方と接している部分が随分ございますので、可能な限り改善していきたいと思いますので、またいろんな御提案をいただければと思います。

○大野畜産振興課長

畜産振興課長でございます。

幾つか手短にお答えしたいと思います。私どものほうは飼料を担当しておりますが、阿南委員、富士委員から飼料の暫定許容値の見直しについて意見ございました。食品のほうは500Bq/kgから100Bq/kgに、飼料のほうは300Bq/kgから100Bq/kgにと暫定許容値が2月3日に変えられておりまして、これは公表させていただいています。2月3日の改定を受けまして、2月6日には行政ベースで各関係県に、8日には各関係団体にお集まりいただきまして、そしてその翌日からは、今も行っておりますけれども、関係する県を回って、具体的に行政、団体、それから農家の方々にお集まりいただきまして、モニタリングの対象は去年100Bq/kgを超えた8県で、モニタリングは県内3カ所に分けて1地域5点ずつ行い

だとか、飼い直しの手法とかいうことを細かくご説明させていただいています。

ただ、去年も私ども、正直申し上げまして、放射性物質の汚染に対する知見がなかったというのも事実でございまして、十分な周知ができませんでした。今、企画課長から申し上げましたように、さまざまなツールを利用して、細かく御相談に応じていく。去年の轍を踏まないということをやっていきたいと考えております。

石澤委員、晴野委員からお話がありました備蓄の件でございます。35万トン、備蓄を放出する。これによって飼料を増産する。そして、緊急用車両に飼料運搬車を指定していただく。また、外航船を国内航路に使わせていただく。警察庁、国土交通省にさまざまな御協力を得て、今回、たくさんの家畜・家禽が飢え死にするという事態を免れることができたわけでございます。一昨年、そして昨年、備蓄については議論がございました。先ほどもございましたように、一昨年は、国家備蓄60万トンを20万トンに減らせばいいというお話でございましたが、昨年の秋は備蓄自体の必要性については、必要なんだというようなことだったのではないかと思います。ただ、問題としてございますのが、官民の負担割合の見直しということでございました。昨年、国の事業で備蓄しているものを35万トン放出した。それによって我が国は畜産の分野で国難を逃れたという事実を踏まえながら、どういうやり方がいいのかというのを、御意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

花田委員からお話がありました自給飼料の話でございます。飼料の自給率の向上に努めるようにということでございました。20年の飼料価格の大高騰を受けて、私どもは飼料自給率の向上という取り組みを進めておりまして、平成22年～23年についても、91万haの飼料作付面積が93万ha。ゆっくりした進み方ですが、これまで平成に入ってから右肩下がり下がり続けたことを考えてみれば、かなりの効果が出てきているんじゃないかと思えます。

この取り組みは引き続き強力にやっていきたいと思いますが、その強力にやっていく弊害として、先ほど那須委員のお話にございましたように、急激な変換によって、確かに十分な周知が伴っていないという部分が多々あったと思えます。大いに反省して、政策が変わる都度きめ細かく御説明させていただくようにしたいと思っております。

野村先生からございました和牛の改良についての話でございます。これは一昨年、5年ごとの家畜の改良増殖目標、10年先を見通してつくらせていただいています。野村先生にも目標検討の委員になっていただきました。そしてまた、一昨年、実際の家畜の改良に携わる独立行政法人家畜改良センターの事業見直しがございました。そういった中で、これ以上霜降りはいよいよというお話とか、霜降りを追求するばかりに、人気の種牛ばかり使うものですから、どんどんどんどん血が濃くなって、今、日本全体の和牛の黒毛和種の血縁係数というのは、どの黒毛和種を見てもいどこ以上というぐらい血縁係数が高まっています。そういう中で、本来の肉のおいしさというのはどういうものかという改良目標を立て、

そしてそういった遺伝的なばらつきというものを確保していく。こういう取り組みを家畜改良センターが先頭になってやっていきたいと思ひますし、乳牛で先行してありますが、今のゲノムを活用した改良を和牛についても取り組んでいきたいと思ひておひります。

とりあえず、以上でございます。

○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。

近藤委員と古川委員からバターの話もございましたし、富士委員と古川委員から酪農の生産基盤の話もございました。もちろん、これにはいろいろな要因が関係するわけがございますけれども、一つ重要な論点といたしまして、冒頭の企画課長からの説明にもございましたが、需給が短期間に変動するようになってきているという中で、国の対策も含めてどのように対応していくかということが、酪農経営の安定にもつながりますし、乳製品の需給の安定にもつながると考えておひりますので、以前よりも大きく変動していく需給に対してどう対応していくかということ、国としてもきちんと考えなければいけないと思ひておひります。

補給金単価につきましては、これも生産費の変動がどのようになっているかということ、きちんと現場の状況をとらえて調べるということがまずは大事かと思ひますので、現在、その作業を鋭意行っているところでございます。

放射性物質の牛乳・乳製品についてのコメントもございました。現在、古川委員からございましたとおり、搾った生乳の段階で、クーラーステーションという貯乳施設がございましたが、そこで調べるという方法を行っておりますけれども、我々もこの方法が基本だと思ひておひりますので、この1年近くの状況も見つつ、しっかりこれを基本に対応していきたいと思ひておひります。

私からは以上です。

○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。

私からは、花田委員からございました食肉市場で検査していない牛肉がなかなか売れないというお話などがございました。ほかの何人かの委員の方から、放射性物質と検査あるいは新しい基準値の御質問がございました。

確かに、牛肉卸売価格はセシウムが出た後ど一んと落ち込んだということで、その中で検査をして、安全なものしか出ませんということ、を申し上げて戻ってきたということだろうと思ひておひります。そういった中で基準値が500Bq/kgが100Bq/kgになる。どうしてなのか、大丈夫だったのかみたいな話がございましたが、そこら辺はきょうの原発関係の資料5の4ページに、500Bq/kgから100Bq/kgにした根拠がございました。厚労省の資料でございますので説明は省略させていただきますけれども、厚労省のほうも、500Bq/kgだったときに、別に安全でなかったわけではない、ただより安心・安全のためにこういうことに見直

しをするのであるという説明をされているわけでございまして、私ども、そういうことをよく説明していきたいと考えているところでございます。

花田委員からございましたけれども、基準値が見直された後の検査機器の問題、検査のやり方の問題。検査のやり方につきましては、厚労省から統一的なやり方が示されている中でやっていきますので、牛肉につきましては、100Bq/kgになるのは6カ月の猶予期間があって10月からということでございまして、機器の面も含めて、引き続き安全なものしか出ないという体制を構築して、それを皆さんによく説明していくということが重要なことだろうと考えております。

また、消費拡大の御指摘が何人かの委員からございましたけれども、そういった消費が落ち込んでいる部分、放射性物質についての正しい知識の普及にも加えまして、6次産業化といったような取り組みの中でもそれを推進することなどを通じまして、消費が少しでも戻っていくように、景気にも左右される問題でございしますが、できる限りの支援をしていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○池田畜水産安全管理課長

畜水産安全管理課長です。

放射線関係を中心に幾つか御質問をいただいておりますので、私からもお答えをさせていただきたいと思っております。今、食肉鶏卵課長から、500Bq/kgから100Bq/kgになったからそれで安全が変わるのかとかいう話につきましては御説明がございましたが、ちょうど厚生労働省の原案を今、文部科学省の放射性審議会というところで議論がなされています。そこでの御議論を御紹介させていただくと、幾つかの答えになるのかなと思っております。

1つは、要するに500Bq/kgが安全じゃなくて100Bq/kgが安全だという間違っただけのメッセージが行かないようにきちっと説明することが大事な点だと。これは文部科学省が言っているんじゃないで、委員が言っていることですが、それから、100Bq/kgだとか500Bq/kgというのは閾値じゃありません。閾値というのは、100Bq/kgを超えると例えばすぐに症状が出るか、すぐに死んでしまうとか、そういうものじゃなくて、これは管理の目安なんです。ですから、これを長く守ることによって一定のリスクの軽減がなされるんです。ですから、全か無かみたいなものじゃないということもしっかり皆さんにお知らせすることが大事でしょうと。

もう一つは、小児用の食品について低い基準にしているんですが、その根拠についても余りにも安全を見過ぎているんじゃないのかなと。その辺の科学的なことはどうなっているんですかと。そんな議論がなされております。ですから、こういったものを踏まえた上で、これから基準値が決まり、それに応じたリスクミがなされていくのではないかと考えております。

一方、検査の機器につきましても幾つか御質問をいただきました。検査につきましては、

さまざまな検査がございます。例えば、ベクレルで言うと10Bq/kgとか20Bq/kgをはかれるような機械もあれば、あるいはもうちょっと、50Bq/kgと100Bq/kgの違いはわかるけれども、その間はなかなか難しい。さらにもっと大ざっぱな機械があります。それぞれにつきまして、それぞれのよさを使いながら、今、現場で導入されております。農林水産省も、現場でそういったものを整備するに当たりまして、当然、支援をいたしておりますし、例えばえさの取り組みを紹介させていただきましますと、その検査方法というのは当然必要ですから、どういう形で飼料をとってきて、どういうふうにはかりましょう。そういうことをやっております。

先ほど、今後の飼料の検査についても御説明がありました。点数がふえます。ふえた場合には、ある程度簡易の検査を行いたいと考えております。簡易と言っても精度が落ちるわけじゃなくて、例えば51とか55というのはわからないけれども、これは100じゃない、50以下だということはわかります。すなわち、その基準値を満たしていることは確実にわかりますという検査をやっていきましょう。そういうことで、先日も各県に集まっていたいただきまして、これは農林水産省に農林水産消費安全技術センターというのがあります、そこでえさの検査をしているんですが、そこが例えばどういう検査を具体的にやったらいいんですかと。それから、精度管理ですね。検査には必ず精度管理が要ります。その精度管理をどういうふうにしてやりましょうか。そういうようなことを打ち合わせをしております。ですから、それを踏まえて、今後、検査に臨んでいきたいと思っております。

情報の提供につきましても、今申し上げたようなこと等、まだまだ消費者の皆様方を含めまして伝わっていないところがあるということなので、当然、ホームページ等でポータルサイトなんかをつくっているんですが、それとは別に今週あるいは来週と、各地に赴きまして御説明をさせていただく。今、そんな取り組みもしております。

以上です。

○川島動物衛生課長

動物衛生の関係で3点ございました。那須委員からの、口蹄疫等の発生時の現場の農家の方々に対する情報提供の件でございます。これはまさしく御指摘のとおりでございます。私どもも県と連携して、きちんとした正確な情報が農家の方々に提供されるようにしてまいりたいと思っております。

廣野委員からの改正家伝法に伴う対応に対して、手間とかコストがかかるという御指摘でございます。基準の見直しに当たりましては、県の生産者団体から御意見をいろいろとお聞きして修正しましたけれども、現在、さらに現場でコストのかからない優良な事例といったものの情報収集をしております、そういったものを引き続き情報提供させていただきたいと思っております。

富士委員からございましたBSEの関係でございます。国境措置につきましては、米国に限らずフランス、オランダ、カナダ4カ国を評価するというところで、食品安全委員会で

諮問されておりますが、SRMの問題、飼料規制の問題、トレーサの問題、食品安全委員会においてリスク評価を実施するにおいて必要な事項ということについては、きちんと評価されるものと考えております。

それから、一点情報提供でございますが、米国の飼料規制については、牛だけではなくて、2009年からは牛の一定の高リスク部位については、鶏とか豚の飼料にも使うことが禁止されているという強化が、飼料規制にかけられているということを御紹介申し上げたいと思います。また、こうした情報提供については、これまでも厚生労働省と連携しまして、私どもも情報提供に努めてきましたけれども、引き続ききちんと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○武内部会長

大変いろんな、貴重な御意見ありがとうございました。

もう時間も大分超過しておりますので、そろそろ閉会とさせていただきたいと思いますが、事務局から連絡事項について説明がございましたら、お願いいたしたいと思っております。

○原田畜産企画課長

ありがとうございました。

御質問に対して十分に答えていない部分はあると思っておりますので、また次回、資料を用意できるものについては用意をさせていただきたいと思っております。

次回開催日程について

○原田畜産企画課長

今回は、今後調整をしながら、年度内に開催するというところでございますので、また改めて御都合も聞きながら御連絡を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○武内部会長

それでは、本日の畜産部会はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時10分閉会